解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二日富山地方裁判所高岡支部の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

富山県高岡市大手町二番一三号　常念寺

清算人　松原　武

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年九月六日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

福井県福井市中央一丁目三番三号

福井駅西口中央地区市街地再開発組合

代表清算人　角原　馨

解散公告（第三回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十三号

ダイタフーズ株式会社

代表清算人　中込まさゑ

解散公告（第三回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十三号

ダイタ興業株式会社

代表清算人　中込まさゑ

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

大阪府大阪市中央区瓦町四丁目七番八号

本町東栄ビル二階

大阪瓦斯配管工事厚生年金基金

代表清算人　齊藤　久克

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区六十人町七七番地、最後の住所宮城県仙台市若林区六十人町七七番地

被相続人　亡　飯倉みき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目三番二〇号仙台中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　正芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字鷹野橋五二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小野　昌宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目二番一六号

大町カープビル五階　荒・大橋・小幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小幡佳緒里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市唐桑町港六七番地一、最後の住所宮城県気仙沼市唐桑町港六七番地一

被相続人　亡　和泉　憲生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号　グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市杉沢字森道下一〇二番地、最後の住所秋田県湯沢市杉沢字森道下一〇三番地

被相続人　亡　橋本　波雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一

相続財産管理人　司法書士　川越　伸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡みなかみ町小川二六八四番地一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　吉澤　治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

群馬県渋川市中村一二一番地六　ＳＫビル三階　北毛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　眞庭裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市藤久良町六四番地一八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　関口　年司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

群馬県太田市浜町三番六号太田商工会議所会館四階

相続財産管理人　弁護士　松浦　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字上四八二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　飯田　一隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―二浦和ＭＴビル二階　浦和サライ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野木　尚郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西小岩一丁目二〇番、最後の住所千葉県船橋市大穴北三丁目二九番二九号

被相続人　亡　小山内良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市向新庄町七丁目一四番、最後の住所富山県富山市向新庄町七丁目一四番五号

被相続人　亡　長谷川清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

富山市西田地方町二―一二―一　澤田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣野　聡

第32期決算公告　平成28年9月30日

東京都港区芝浦1丁目1番1号

株式会社ティーネットＨＰシステムズ

代表取締役社長　松尾　豊

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	45,436
	資産合計	45,436
負債及び純資産の部	流動負債	13,587
	固定負債	375
	負債合計	13,963
	株主資本	31,473
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,473
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	18,973
	（うち当期純利益）	(6,799)
	純資産合計	31,473
	負債・純資産合計	45,436